

○国立大学法人埼玉大学における「放送大学との単位互換」に関する規則

〔平成18年4月1日
規則第70号〕

改正 平成20. 3. 1 19規則97 平成23. 2.24 22規則66
平成24. 9.28 24規則34 平成28. 2.18 27規則52
平成31. 3. 7 30規則34 令和5. 2.16 4規則41

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第41条の規定に基づく、「埼玉大学と放送大学との間における単位互換に関する協定書」(以下「協定書」という。)及び「埼玉大学と放送大学との間における単位互換に関する協定書についての覚書」(以下「覚書」という。)の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(出願及び許可)

第2条 放送大学授業科目の履修を希望する者は、所定の期日までに履修願を所属する学部の長へ提出するものとする。

2 前項の願い出があった場合は、当該学部長が許可する。

第3条 前条第2項により履修を認められた者は、放送大学が定める出願手続きにより、所定の期日までに出願票及び所定の書類を所属する学部の長を経由して学長へ提出する。

2 学長は、出願票及び所定の書類を取りまとめ、放送大学長へ提出する。

3 学長は、放送大学長から入学許可の通知があった場合、当該学部長へ通知する。

(履修期間)

第4条 放送大学の授業を履修できる履修期間は、1年次第3学期～4年次第2学期までとする。

(単位互換科目及び修得単位の取扱い)

第5条 本学で単位認定できる放送大学の授業科目は、放送大学で開講するすべての放送による授業科目とする。

2 前項に定める科目の単位を修得した場合、4単位までを教養・スキル・リテラシー科目(英語教育スキル科目群、外国語科目群及び学部基盤科目群の授業科目を除く。)の卒業要件単位に含めることができる。

3 前2項に規定するもののほか、単位互換科目及び修得単位の取扱いについては各学部の定めるところによる。

(履修方法等)

第6条 放送大学との単位互換科目についての履修方法、成績評価及び単位の授与等については、放送大学の定めるところによる。

(単位認定試験)

第7条 放送大学から単位認定試験の委嘱依頼があった場合、教育機構で取扱う。

(単位認定方法)

第8条 学長は、放送大学長から成績通知書が送付された場合、当該学部へ通知する。

2 当該学部長は、当該事項を担当する委員会等の審査を経て単位認定を行い、その結果を学長に報告するとともに、履修学生へ通知する。

第9条 放送大学の1学期の単位は、同年度の本学の第1学期又は第2学期の単位として、放送大学の2学期の単位は、同じく第3学期又は第4学期の単位としてそれぞれ認定する。

(評価)

第10条 放送大学で修得した単位の評価は、「認定」とする。

(授業料)

第11条 授業料については、履修学生の負担とし、放送大学の定める額とする。

(放送大学学生の受入れ)

第12条 放送大学学生が単位互換制度により、本学の授業科目の受講を希望する場合、学則第57条の規程により特別科目等履修学生として受け入れる。

2 前条により受講できる科目は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成23. 2. 24 22規則66)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成24. 9. 28 24規則34)

この規則は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成28. 2. 18 27規則52)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31. 3. 7 30規則34)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5. 2. 16 4規則41)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学者から適用する。ただし、編入学者及び再入学者については、当該年次の規則による。

2 この規則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。